

(別記)

公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名称	日本社会福祉士会静岡県支部
所在地	静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3階
評価実施期間	平成20年 6月20日～20年10月 15日
評価調査者番号	① H18-a007号
	② H17-b019号
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称: 社会福祉法人 聖母福祉会 (施設名) 清水聖母保育園	種別: 保育所
代表者氏名: 林 健久 (管理者) 稲毛 智恵子	開設年月日: 昭和 24 年 9月 1日
設置主体: 社会福祉法人 聖母福祉会 経営主体: 社会福祉法人 聖母福祉会	定員: 200 人 (利用人数) 206人
所在地: 〒 424-0931 静岡県静岡市清水区岡町1番34号	
連絡先電話番号: 054-352-8558	FAX番号: 054-352-8565
ホームページアドレス	http://www..shimizu-seibo.com

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
就学前児童の保育 一時保育	入園式・始業式・内科・歯科検診(年2回)・父母総会・春の親子遠足・保育参観・カレーパーティー・観劇・夏祭り・お泊り保育・防災訓練・運動会・秋の遠足・七五三の祝い・バザー・クリスマス会・餅つき大会・お別れ遠足・節分・卒園式・聖話(年長児のみ月2回)・体操教室(年長児のみ月1回)・園庭解放(毎月曜日)・育児講座(年1, 2回)		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 5・乳児室 5(ほふく室 1を含む)	遊戯室 1・調乳室 1・図書室 1・医務コーナー 1・調理室・プール・菜園 敷地面積1277.19㎡・建築面積(保育園分)1321.32㎡		
職員の配置			
職員種別	人数	職員種別	人数

園長	1	事務員	1
保育士	28(うちパート7)	用務員	I(パート)
調理員	5(うちパート2)		
嘱託医	1		

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

<p>◆ 特に評価の高い点</p> <p>1)園長は業務改善のためにコスト分析を行い、職員会議で課題として、組織的な気づきを促しています。</p> <p>2)安全に関する各種マニュアルが整備、見直しをされ、活用されています。</p> <p>3)園長、職員は、園内、園の近隣の危険個所の把握に努め、早期の事故防止対策を実施しています。</p> <p>4)子供たちの交流の機会を増やすとともに、さまざまな活動を実施し、また、施設が有する資源の還元にも努めるとともに、地域ニーズに応じて一時保育と園の自主的な園庭解放を実施しています。</p> <p>5)モンテッソーリ教育を実施し、子供が自分の興味に合わせ、自由に教材を選びながら、集中力を養い、達成感を得て、文字、数、日常生活の練習、表現や感覚を無理のない工程で取得していく環境が整えられています。</p> <p>6)表現活動については、教材の選択は自由でも、教材を無駄遣いしないことや、活動時間を守ることなど、社会的なルールを身につける配慮もされています。</p> <p>7)3・4・5歳児の縦割り保育を実践しており、子どもたちは遊びながら思いやりの心を育てています。</p> <p>8)異文化の子供を受け入れ、子供たちにお互いを尊重することや、思いやりの心を育てています。</p>
<p>◆ 特に改善を求められる点。</p> <p>1) 事業計画を策定するための仕組みの明記とともに、保護者への周知が求められます。</p> <p>2) 職員の中、長期にわたる研修のための個別研修計画の策定が望まれます。</p> <p>3) 園児の就学する多数の小学校との交流が望まれます。</p> <p>4) 職員会議、乳児・幼児部会等が定期的開催されていますが、職員の意見を、サービスの見直しなど運営に反映させる仕組みが求められます。</p> <p>5) サービスの実施に当たり、サービスの継続性への配慮などの明文化や見直しの規定がもとめられます。また、具体的な個別計画の策定と毎月の評価、見直しの記録が求められます。</p>

3 第三者評価に対する事業者のコメント

私達の園では長いこと、モンテッソーリの保育を園の中に確立して行くことに心を砕いてきました。いかに子どもを良く見て一人一人の子どもの敏感期(やりたい時期)を見極め、誘ってゆくか、誘ってゆく為の保育者側の技術の向上と子どもを見る目を養うことに腐心してきました。まだまだとは思っていますが、今回その点については評価していただいたことを感謝しております。

が、そのことのみ気持ちがいって第三者評価の中で求められていることは、出来ていないことが多かったと感じています。特に計画を立てて実行すると言うことです。何事にもその手順を踏む必要のあることに気付かされました。確かに職員の多い中で、様々なことを、互いに漏れなくやってく為に、文章化や、計画実行見直しの手順、マニュアル化が必要であることが分かり、やっていかなければならないと思わされたことは、この評価をうけての大きな収穫だと思います。

保育の中身だけでなく、それをとりまく様々な状況を保育者集団としてどう把握し、よりよいものを実現していくか、これからの大きな課題をいただきました。少しずつでも確実にやっていきたいと思ひます

4 評価分類別評価内容

評価対象 I	
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法人共通の基本理念と基本方針が経営書と「園のしおり」に明記され、書面は職員と保護者に配付され、周知の取り組みがされています。 ・基本理念は更に教育理念として具体的な言葉でホームページに記載されています。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間の中、長期計画が組織的に策定され、そこから、各項目に単年度計画に反映されています。 ・事業計画は職員を交えた会議で策定されていますが、職員が参画する仕組みについての明記がありません。また、計画は職員に周知されていますが、保護者には周知されていません。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・園長は自らの役割と責任を「園だより」、職員会議の場で表明しています。また、遵守すべき法令については、外部研修に参加し、内部伝達研修で周知に取り組み、リスト化して見やすく、活用しやすい工夫をしています。 ・質の向上については、中、長期計画の下、モンテッソーリ教育を実施し、評価、分析をしながら、目的の遂行に取り組んでいます。 ・園長は経営の改善についても職員の気づきを促し、指導力を発揮しています。
評価対象 II	
1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・園長は園の通園エリアが広範囲のため、市と、関係機関誌からの情報収集で、施設経営を取り巻く環境を把握しています。 ・定期的にコスト分析が行われ、職員会議で課題について検討されています。 ・外部監査が実施され、経営改善に取り組んでいます。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割分担が明示され、周知されています。 ・人事考課は法人として検討中です。 ・園長は毎年、個人調査の書面回収と面談を実施し、意向の反映に努めています。福利厚生は独自の規定があり、これにより実施しています。 ・職員の教育は中、長期計画に基づいた必要な人材確保のために実施されていますが、職員一人ひとりを対象とした計画がありません。また、計画の評価、見直しが実施されていません。 ・実習生の受け入れは、整備されたマニュアルの下に実施され、プログラムは実習生ごとに作成されています。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルが整備され、改訂も行っています。職員に周知を図り、避難訓練が実施されています。 ・毎朝、早番が園内点検で安全確認、「お散歩マップ」を作成して、危険個所の把握、ヒヤリ・ハットや事故の情報収集を行い、報告内容は職員間で共有し、事故防止に努めています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・安全配慮のために転落防止ネットを設置しています。 ・警備会社も参加した不審者対策の訓練が実施されていますが、一部の出入りが進入者を制約しない方針の宗教施設と共有されているため、保護者が安心できる対策として十分ではありません。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との交流については、通園圏が広いため、学校数も多く、それぞれの小学校との交流が持ちにくい状態になっています。 ・地域のニーズに応え、育児講座、絵本の貸し出し、人形劇、園庭開放、一時保育、老人ホーム慰問、体験学習の受け入れなど、幅広く交流するとともに、持てる資源の還元に努めています。 ・支援の必要な子に対しては、関係する機関と連携して対応しています。 ・関係連絡機関はリストを作成の上、電話のある場所に設置し、職員が活用しやすくなっています。また、虐待が疑われる子どもに関する情報の通報体制が整備されています。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・行事アンケート、一日保育士など、利用者の意向、意見、要望を聴き取る機会を設け、利用者の満足度の把握に努めています。 ・保育全般に及ぶ意向調査(アンケートなど)や、利用者の意向を取り入れる姿勢の明文化が十分ではありません。 ・食体験年間計画が作成され、子どもの食育に配慮しています。また、提供されたメニューについては保護者にレシピを配付しています。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境が整備され、幼児の部屋は各々レイアウトが異なり、年齢に応じて工夫されています。 ・モンテッソーリ教育を実施し、各種教材を用意して、子どもが興味を持ちながら、表現活動、言葉、数、日常生活の練習が自由に出来る環境を整えています。 ・乳児、幼児別の標準保育マニュアルがあり、保育目標が月別に評価・見直しされていますが、個別の保育計画がありません。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページが公開され、情報の提供が行なわれています。入園のしおりに保育内容その他の同意をを求める同意書が添えられています。 ・転園などの場合におけるサービスの継続性については、対応可能ですが、受付窓口や、適切な引継ぎのための決まった書式がありません。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの意向も考慮し、職員会議、乳・幼児部会等で課題、保育内容について検討、見直しが行なわれていますが、体制や仕組みが明示されていません。 ・アセスメントは行われていますが、個々の課題やニーズの明示が十分ではありません。 ・支援の必要な子ども、親に対しては個々の状況に応じて行っています。 ・アレルギーを持っている子どもについては医師の診断書の下、保育士、保護者、給食職員との話し合いで、除去食を提供しています。 ・個別(一人ひとり)の保育計画、具体的な指導計画の策定、評価、見直しが乳児にとどまり、幼児については項目別の指導計画の策定と評価、見直しの記録の作成は行われていません。

5 評価項目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階(a、b、c、)で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内用を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	C
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
	② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	C
	④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
	⑤ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
	⑥ 発生した事故を把握している。	A
	⑦ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	A
	⑧ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
	⑨ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		

	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	C
	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	B
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	② 利用者満足の向上に向けた取組を行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

①	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
④	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤	相談援助の困難な場合についての対処方法がルール化されている。	A
⑥	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行っている。	A
⑦	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
⑧	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
①	・ 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
①	園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
②	登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
①	保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
②	子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
②	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
③	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
④	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
⑤	身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	A

	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A
	⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもの自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6)	子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。	
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B

②	課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A
③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行っている。	B